

社会福祉法人 つつじ会  
石巻蛇田在宅ケアステーション

運 営 規 程

## 目 次

第1条	事業所の目的……………	3
第2条	指定訪問介護の運営方針……………	3
第3条	指定訪問介護相当サービスの運営方針……………	3
第4条	事業所の名称等……………	4
第5条	職員の職種、員数及び職務の内容……………	4
第6条	営業日及び営業時間……………	4
第7条	事業内容及び利用料等……………	4
第8条	通常の事業の実施地域……………	5
第9条	衛生管理……………	5
第10条	緊急時及び事後・災害等における対応方法……………	5
第11条	職員の研修等……………	6
第12条	個人情報保護等……………	6
第13条	苦情処理……………	6
第14条	虐待防止に関する事項……………	6
第15条	業務継続計画の策定等……………	6
第16条	その他運営に関する重要事項……………	7

社会福祉法人 つつじ会  
石巻蛇田在宅ケアステーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、老人福祉の理念に基づき、社会福祉法人つつじ会が開設する石巻蛇田在宅ケアステーション(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護及び石巻市の介護予防・日常生活支援総合事業における指定訪問介護相当サービス事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため人員及び管理者運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修修了者(以下「訪問介護員」という。)が要介護状態(指定訪問介護相当サービスにあっては要介護状態及び事業対象者)にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営方針)

第2条 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療及び福祉サービス等との綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
3. 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
4. 指定訪問介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行いうよう努めるものとする。

(指定訪問介護相当サービスの運営方針)

第3条 指定訪問介護相当サービスの基本方針として、利用者の心身機の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2. 指定訪問介護相当サービスの実地手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施時間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握(モニタリング)をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業所へ報告するものとする。
3. 指定訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状

況等を把握し、介護保険以外の代替えサービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービスの提供に努めるものとする。

4. 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 石巻蛇田在宅ケアステーション
- (2) 所在地 石巻市蛇田字小斎61番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(併設軽費老人ホームケアハウス施設長兼務)

管理者は職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 3名

サービス提供責任者は、次にあげる事項を行う。

- ・訪問介護計画等の作成・変更を行い、利用の申込に係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業所との連携にすること。
- ・訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務実施すること。

- (3) 訪問介護員 7名以上(管理者、サービス提供責任者を含む)

・訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。

- (4) 事務員 (管理者兼務)

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜日から日曜日までとする。ただし原則として、12月30日から1月3日までを除く。(独居で身体介護が必要な利用者に関しては、希望があれば対応する)

- (2) 営業時間 午前8時から午後6時までとする。

(事業内容及び利用料等)

第7条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利

用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

2. 指定訪問介護相当サービスの内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、石巻市が定める額(月単価)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

(1) 訪問型独自サービス I ……1週に1回程度の利用

(2) 訪問型独自サービス II ……1週に2回程度の利用

(3) 訪問型独自サービス III ……1週に2回を超える程度の利用

3. 第8条の通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

事業所から片道10キロメートルを超えた場合 100円

4. 前事項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は石巻市、東松島市矢本地区とする。ただし、別紙に記載の地域に限る。

(衛生管理等)

第9条 事業所は訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2. 事業所は事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヵ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時及び事故等における対応方法)

第10条 訪問介護員は事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変、又は事故、災害等、緊急事態などが発生した場合は、別に定める「重要事項説明書」(事故・緊急対応マニュアル)に基づき、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(職員の研修等)

第11条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制等の整備を図るものとする。

- (1) 採用時研修 採用時3ヶ月以内
- (2) 繼続研修 隨時
- (3) 外部研修 隨時

(個人情報保護)

第12条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

2. 本事業所の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、職員との雇用契約において必要な措置を講じるものとする。
3. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(苦情処理)

第13条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して社会福祉法人つづじ会苦情解決要綱に基づき適切に対応する。

2. 苦情申し立て窓口等は、別に定める「重要事項説明書」第11のとおりとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は居宅サービス計画の作成又は変更に関し、居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要なないサービスを位置付けるよう求める事、その他不当な働きかけを行わないものとする。

2. 事業所は適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3. 事業所は指定訪問介護に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

4. この規程に定めるもの以外、運営に関する必要な事項等は別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成14年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

**附則**

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**附則**

この規程は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

**附則**

この規程は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

**附則**

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

**附則**

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

**附則**

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

**附則**

この規程は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

**附則**

この規程は、令和3年 4 月 1 日から施行する。

**附則**

この規程は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

**附則**

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

